四日市市告示第26号

四日市市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年1月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱 (平成18年四日市市告示第465号) の一部を次のように改正する。

改正後

別表第1 (第2条、第3条関係)

四日市市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業対象種目

(単位:円)

種目	対象者	性能	基準額
便器	常時介護を要	小児慢性特定疾病児童が容易	4, 900
	する者	に使用できるもの(手すりを	
		つけることができる。)	
特殊マット	寝たきりの状	褥瘡の防止又は失禁等による	21, 560
	態にある者	汚染又は損耗を防止できる機	
		能を有するもの	
特殊便器	上肢機能に障	足踏ペダルにて温水温風を出	166, 32
	害のある者	すことができるもの。ただ	<u>0</u>
		し、取替えに当たり住宅改修	
		を伴うものを除く。	
特殊寝台	寝たきりの状	腕、脚等の訓練のできる器具	169,40
	態にある者	を附帯し、原則として、使用	<u>0</u>
		者の頭部及び脚部の傾斜角度	
		を個別に調整できる機能を有	
		するもの	

歩行支援用具	下肢が不自由	おおむね次のような性能を有	66,000
	な者	する手すり、スロープ、歩行	
		器等であること。	
		ア 小児慢性特定疾病児童の	
		身体機能の状態を十分踏まえ	
		たものであって、必要な強度	
		と安定性を有するもの	
		イ 転倒予防、立ち上がり動	
		作の補助、移乗動作の補助、	
		段差解消等の用具となるもの	
入浴補助用具	入浴に介助を	入浴時の移動、座位の保持、	99,000
	要する者	浴槽への入水等を補助でき、	
		小児慢性特定疾病児童又は介	
		助者が容易に使用できるもの	
特殊尿器	自力で排尿で	尿が自動的に吸引されるもの	73,700
	きない者	で、小児慢性特定疾病児童又	
		は介助者が容易に使用できる	
		もの	
体位変換器	寝たきりの状	介助者が小児慢性特定疾病児	16,500
	態にある者	童の体位を交換させるのに容	
		易に使用できるもの	
車いす(電動	下肢が不自由	小児慢性特定疾病児童の身体	77,440
以外)	な者	機能を十分踏まえたものであ	
		って、必要な強度と安定性を	
		有するもの	
頭部保護帽	発作等により	転倒の衝撃から頭部を保護で	13,380
	頻繁に転倒す	きるもの	
	る者		
電気式たん吸	呼吸器機能に	小児慢性特定疾病児童又は介	62,040
引器	障害のある者	助者が容易に使用できるもの	
クールベスト	体温調節が著	疾病の症状に合わせて体温調	22,000

	しく困難な者	節のできるもの	
紫外線カット	紫外線に対す	紫外線をカットできるもの	41, 580
クリーム	る防御機能が		
	著しく欠け		
	て、がんや神		
	経障害を起こ		
	すことがある		
	者		
ネブライザー	呼吸器機能に	小児慢性特定疾病児童又は介	39,600
(吸入器)	障害のある者	助者が容易に使用し得るもの	
パルスオキシ	人工呼吸器の	呼吸状態を継続的にモニタリ	173,25
メーター	装着が必要な	ングすることが可能な機能を	<u>0</u>
	者	有し、介助者等が容易に使用	
		し得るもの	
ストーマ装具	人工肛門を増	小児慢性特定疾病児童又は介	113, 52
(蓄便袋)	設した者	助者が容易に使用し得るもの	<u>0</u>
ストーマ装具	人工膀胱を増	小児慢性特定疾病児童又は介	149,16
(蓄尿袋)	設した者	助者が容易に使用し得るもの	<u>0</u>
人工鼻	人工呼吸器の	小児慢性特定疾病児童又は介	128,70
	装着又は気管	助者が容易に使用し得るもの	<u>O</u>
	切開が必要な		
	者		

改正前

別表第1 (第2条、第3条関係)

四日市市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業対象種目

(単位:円)

種目	対象者	性能	基準額
便器	常時介護を要	小児慢性特定疾病児童が容易	4,800
	する者	に使用できるもの(手すりを	
		つけることができる。)	
特殊マット	寝たきりの状	褥瘡の防止又は失禁等による	21,170
	態にある者	汚染又は損耗を防止できる機	
		能を有するもの	
特殊便器	上肢機能に障	足踏ペダルにて温水温風を出	163,30
	害のある者	すことができるもの。ただ	О
		し、取替えに当たり住宅改修	
		を伴うものを除く。	
特殊寝台	寝たきりの状	腕、脚等の訓練のできる器具	166,32
	態にある者	を附帯し、原則として、使用	О
		者の頭部及び脚部の傾斜角度	
		を個別に調整できる機能を有	
		するもの	
歩行支援用具	下肢が不自由	おおむね次のような性能を有	64,800
	な者	する手すり、スロープ、歩行	
		器等であること。	
		ア 小児慢性特定疾病児童の	
		身体機能の状態を十分踏まえ	
		たものであって、必要な強度	
		と安定性を有するもの	
		イ 転倒予防、立ち上がり動	
		作の補助、移乗動作の補助、	
		段差解消等の用具となるもの	

入浴補助用具	入浴に介助を	入浴時の移動、座位の保持、	97,200
	要する者	浴槽への入水等を補助でき、	
		小児慢性特定疾病児童又は介	
		助者が容易に使用できるもの	
特殊尿器	自力で排尿で	尿が自動的に吸引されるもの	72,360
	きない者	で、小児慢性特定疾病児童又	
		は介助者が容易に使用できる	
		₹ <i>0</i>	
体位変換器	寝たきりの状	介助者が小児慢性特定疾病児	16,200
	態にある者	童の体位を交換させるのに容	
		易に使用できるもの	
車いす(電動	下肢が不自由	小児慢性特定疾病児童の身体	76,030
以外)	な者	機能を十分踏まえたものであ	
		って、必要な強度と安定性を	
		有するもの	
頭部保護帽	発作等により	転倒の衝撃から頭部を保護で	13, 130
	頻繁に転倒す	きるもの	
	る者		
電気式たん吸	呼吸器機能に	小児慢性特定疾病児童又は介	60,910
引器	障害のある者	助者が容易に使用できるもの	
クールベスト	体温調節が著	疾病の症状に合わせて体温調	21,600
	しく困難な者	節のできるもの	
紫外線カット	紫外線に対す	紫外線をカットできるもの	40,820
クリーム	る防御機能が		
	著しく欠け		
	て、がんや神		
	経障害を起こ		
	すことがある		
	者		
ネブライザー	呼吸器機能に	小児慢性特定疾病児童又は介	38,880
(吸入器)	障害のある者	助者が容易に使用し得るもの	

パルスオキシ	人工呼吸器の	呼吸状態を継続的にモニタリ	170,10
メーター	装着が必要な	ングすることが可能な機能を	0
	者	有し、介助者等が容易に使用	
		し得るもの	
ストーマ装具	人工肛門を増	小児慢性特定疾病児童又は介	1 1 1 , 4 6
(蓄便袋)	設した者	助者が容易に使用し得るもの	0
ストーマ装具	人工膀胱を増	小児慢性特定疾病児童又は介	1 4 6 , 4 5
(蓄尿袋)	設した者	助者が容易に使用し得るもの	0
人工鼻	人工呼吸器の	小児慢性特定疾病児童又は介	126,36
	装着又は気管	助者が容易に使用し得るもの	0
	切開が必要な		
	者		

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

(こども未来部こども保健福祉課)